

消費者教育の推進に向けて

消費者委員会委員（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長） 夏目智子

■消費者を支援する政策について、施策は進んでいるのか。

- ・ 2009年 消費者庁が誕生

消費者問題の解決のために、理念と権限を持つ行政機関の誕生

- ・ 2012年

消費者教育推進法成立

立法趣旨は、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定めようとするところに求められる。

- ・ 2013年 消費者教育の推進に関する基本的な方針

消費者教育の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、関連する他の消費者政策との連携に関する事項を定めている。

全ての国民は、消費者である。誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供する。

■消費者教育推進の重要性については、誰もが異論なし。

消費者が賢明な経済主体として自立できるようにすることは、健全な経済社会をつくるための要件である。

消費者教育は消費者個人を守るだけでなく、健全な経済社会の形成「違法行為者を市場から撤退させ、健全な事業者のビジネスチャンスを拡大する」ための不可欠の要素である。その上で、重要なことは、消費者問題自体が時代とともに変化を遂げていること、その発生領域が広範囲であることから、絶えず、その教育内容の変更、検証が求められる。

また、商品やサービスの仕組みが高度・複雑化した現代社会で、消費者の自立、自己責任の名において、選択の結果責任を消費者個人のみ押し付けたり、自己責任を強調しすぎることはすべきではない。

消費者教育の推進は、自由な個人が主体的な学習をしていくことを支援することであり、誰が、何を、どの段階で、どの媒体を使って実践するか、その担い手をどのように育成するかが重要である。



消費者教育の推進に関する法律の 実施状況について

平成26年7月12日

消費者庁消費者教育・地方協力課
企画官 尾原知明

1

消費者教育の推進に関する法律の概要

目的(第1条)	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育の総合的・一体的な推進 国民の消費生活の安定・向上に寄与 	責務(第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務(第5条) 団体の区域の社会的経済的状況に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
定義(第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動 (消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。) 『消費者市民社会』 <ul style="list-style-type: none"> 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重 自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚 公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 	財政上の措置(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念(第3条) <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 体系的推進 ・ 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・ 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体間の連携 消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携 	基本方針(第9条) <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 基本的な方向 推進の内容等 	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 <ul style="list-style-type: none"> 基本方針を踏まえ策定(努力義務)
消費者団体(努力義務)(第6条) ~自主的活動・協力 事業者・事業者団体(努力義務) ~施策への協力・自主的活動(第7条) ~消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	消費者教育推進会議(第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) ①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的かつ効果的な推進 ②基本方針の作成・変更に見解 委員(内閣総理大臣任命) ~消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会(第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) ①構成員相互の情報交換・調整~総合的、体系的かつ効果的な推進 ②推進計画の作成・変更に見解 構成 ~消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
	義務付け(国・地方) ○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 ○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 ○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 ○人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) ○教材の活用等(第15条) ○調査研究(第17条) ○情報の収集(第18条)

2

基本方針に掲げた「今後検討すべき課題」と小委員会

消費者市民育成小委員会

消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討する

消費者学習運動の展開策
イメージマップに照らした
不足領域の抽出と
それを補う教材等の作成
イメージマップの
バージョンアップ
実践事例と対応させた
消費者市民社会概念の
研究・普及
モデル地区、先進的取組
の研究手法
安全安心確保のための
総合的体系的な安全教育
消費者教育の推進のための
指標化

情報利用促進小委員会

多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理及び提供のあり方等に関する事項を検討する

高齢者・障害者見守りに
おける効果的な情報
提供方策等
消費者教育ポータル
サイトの掲載基準等
効果的かつ確実な
情報提供の仕組み
○総合的な情報サイト
情報提供の実効性
確保の方策

地域連携推進小委員会

多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用及びネットワーク化等に関する事項を検討する

消費者行政担当部局と、教育委員会を始めとした教育部局との連携方策
地域における各主体の連携・協働のための方策
消費生活に関連する教育と消費者教育との有機的な連携方策
消費生活センターの消費者教育の拠点化の具体的方法
地域の各主体の連携・協働
具体策
コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策
地域ごとの消費者教育推進会議の開催による国と地方の連携策

3

小委員会委員名簿

敬称略
下線は座長
本会議委員のうち会長・会長代理は除く18名と専門委員18名

消費者市民育成小委員会

計13名

大杉 昭英 国立教育政策研究所初等中等教育研究部部長
岡田 往子 東京都大学原子力研究所准教授
小林 洋司 前東京都立桜修館中等教育学校長
小谷野 茂美 東京都青梅市適応指導教室長 前東京都昭島市立清泉中学校長
島田 広 弁護士(日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会委員)
株式会社資生堂監査役
高山 靖子 千葉市立あすみが丘小学校教頭
田村 真理 前千葉市教育委員会学校教育部指導課指導主事
富岡 秀夫 公益財団法人消費者教育支援センター専務理事
中嶋 洋介 一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
南島 和久 神戸学院大学法学部准教授
古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問
本家 正隆 金融広報中央委員会会長
向山 行雄 帝京大学教職大学院教授

情報利用促進小委員会

計12名

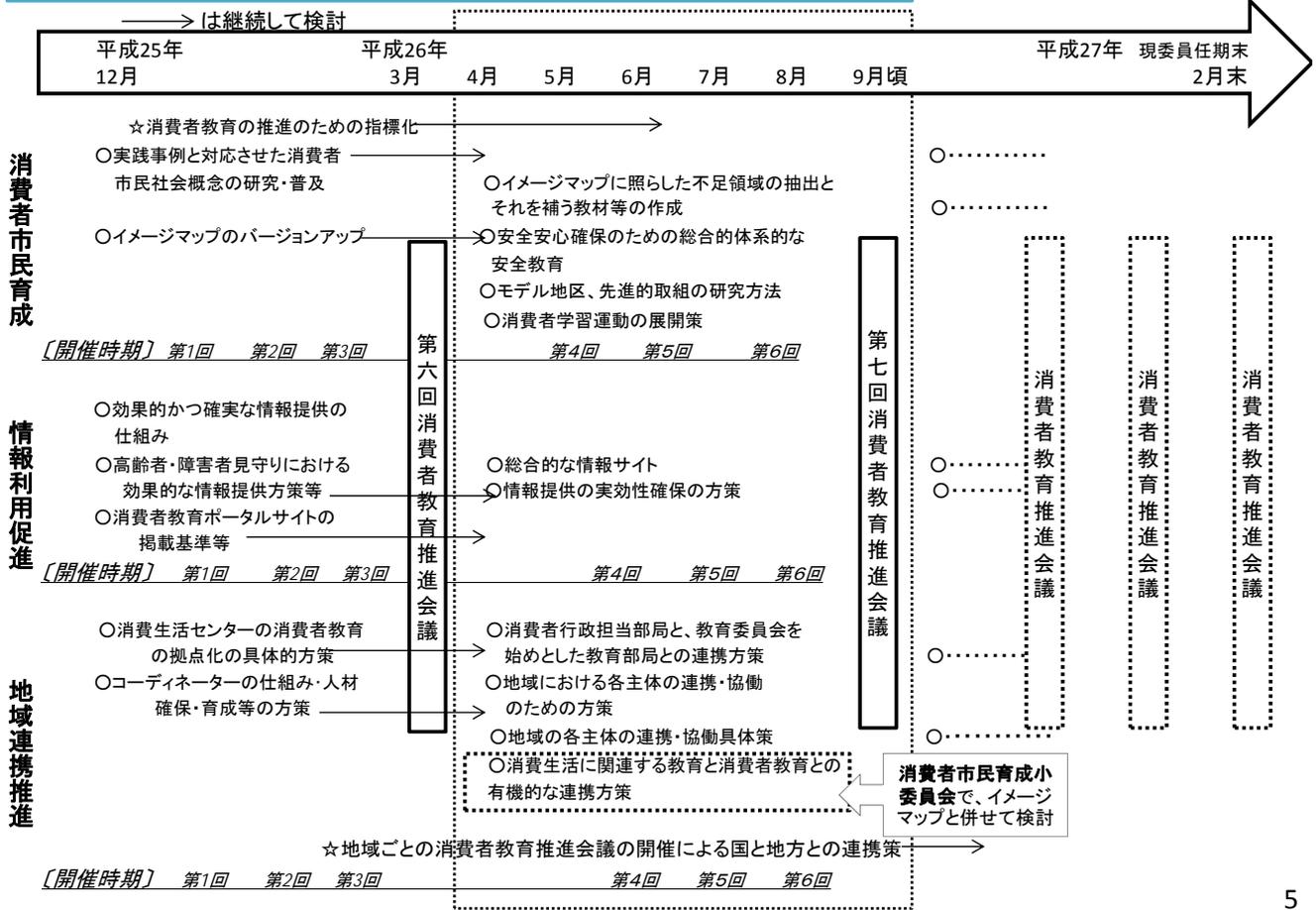
東 珠実 相山女学園大学現代マネジメント学部教授
色川 卓男 静岡大学教育学部教授
上野 浩文 近畿環境パートナーシップオフィス(きんぎ環境館)事業統括クリエイティブプロデューサー
大竹 美登利 東京学芸大学教授
柿 沼トミ子 全国地域婦人団体連絡協議会会長
後藤 浩 アクセンチュア株式会社執行役員公共サービス・医療健康本部統括本部長
齊藤 秀樹 全国老人クラブ連合理事
佐藤 直子 東京新聞・中日新聞論説委員
武田 岳彦 公益社団法人日本PTA全国協議会顧問
橋本 都 学校法人八戸工業大学副学長 前青森県教育委員会教育長
前野 春枝 消費生活専門相談員
山下 太郎 一般社団法人日本エンバワメントコンソーシアム代表理事 株式会社ライフデザイン代表取締役兼CEO

地域連携推進小委員会

計11名

青木 佳之 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
荒木 武文 神戸市教育委員会事務局 担当部長(健康教育担当)
前神戸市市民参画推進局消費生活課長
岡本 直美 日本労働組合総連合会会長 代行
柿野 成美 公益財団法人消費者教育支援センター総括主任研究員
長野県副知事
加藤 さゆり 前日本生活協同組合連合会理事
河野 恵美子 公益社団法人消費者関連専門家会議理事長
佐分 正弘 公益社団法人日本介護福祉士会名誉会長
田中 雅子 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
田中 正博 弁護士(日本弁護士連合会 多重債務問題検討WT座長)
新里 宏二 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事
吉川 萬里子

消費者教育推進会議・小委員会での検討スケジュール



消費者市民育成小委員会

課題2 イメージマップのバージョンアップ

課題1 実践事例と対応させた消費者市民社会概念の研究・普及

- 【1】消費者市民社会の形成に向けた普及プログラムとするために、収集事例をどのような観点から抽出し整理すべきか。
- 【2】実践事例を普及プログラムとしてより有効に活用するためにはどのようにすべきか。

- 【1】実践事例を、①消費者市民育成、②地域の担い手育成、③多様なセクター間での連携・協働の観点で20事例選定の上、それぞれのテーマ設定や手法などを整理し、とりまとめた。下記参照

- 【2】選定した事例の応用、普及について検討。(継続課題)

- 【1】推進法における考え方も踏まえ、イメージマップの対象領域における「消費者市民社会の構築」の位置付けを見直すべきではないか。
- 【2】他の消費生活に関する教育との関係・連携についても、イメージマップに併せて整理し、明示するべきではないか。
- 【3】成人期において、ライフステージにとどまらず、他の切り口(例えば、習熟レベル)の観点からの再整理の可能性はないか。また、幼児期から高齢期において、学習指導要領との対応関係も示す必要があるのではないか。

- 【1】消費者市民社会の構築領域について目標の記載を修正。
「消費がもつ影響力の理解」「消費が持つ影響力を自覚した判断能力」「持続可能な消費の実践」「持続可能な消費など公正かつ持続可能な社会の実現を実践する力」「消費者の参画・協働」「課題解決に向けて主体的に参画・協働する力」

- 【2】環境教育・金融経済教育・食育・法教育などと消費者市民社会との関係・連携についても、イメージマップに併せて整理する。(継続課題)

- 【3】イメージマップについて、ライフステージ毎の「解説編」を提言する。成人期については、情報利用促進小委員会で検討中の個々消費者の情報環境に即した消費者教育について整理する。幼児期～高校生期については、学校・地域での消費者教育についても整理する。(継続課題)

消費者市民育成プログラム例

【学校での消費者市民育成の例】

- ・エコチケット(環境通貨)を使った循環型エコ活動
- ・ごみとすみよくらし
- ・じょうずに使おう 物やお金～買い物の仕方を考えよう～
- ・商品の選択と購入
- ・商品選択に関する意思決定
- ・消費者の権利と責任を考えた消費者の在り方
- ・背景への眼差しを育てる消費者教育「エシカル・ファッション」を事例として
- ・消費が持つ影響力を理解し、実際に行動を起こそう
「チョコレートから見えるもの」

【消費者市民育成に向けた連携協働の例】

- ・ひょうこの『消費者市民社会』を大学生が創造するワークショップ
- ・企業の社会貢献活動(CSR)と連携した「消費者教室」
- ・市民性を育む教育と学力「高齢社会と私」
- ・テキスト「社会をつなぐあなたの消費」の作成
- ・県内の高校及び大学と連携した「不当表示広告調査」

【消費者市民育成の担い手養成】

- ・大学と消費生活センターとの連携による公開講座
- ・わたしたちの暮らしはすべて世界につながっている～商品の一生を知ろう～
- ・消費生活学級連絡協議会による啓発活動
- ・生活困窮者支援のためのライフスキルアップ研修会
- ・神戸コンシューマースクール

【連携・協働】

- ・障がい者の暮らしを守るためのネットワーク構築事業
- ・軽度の知的障害者のための金銭管理支援プログラムの実践

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
Ver.1.0								
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に關心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始め始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
重点領域								
消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に關心を持たせよう	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう	
	持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探索しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう	
	消費者の参画・協働	協力することの大切さを知らせよう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらせよう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくらせよう
商品等の安全	商品安全の理解と危険回避能力	くらしの中の危険や、もの安全な使い方を知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をすすめる習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくらせよう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう	
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう	
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおおせよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方考えよう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的な暮らしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的な暮らしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう	
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらせよう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくらせよう
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らせよう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知らせよう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に吟味して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

情報利用促進小委員会

課題1 情報伝達の在り方の全体像を踏まえた「高齢者障害者見守りにおける効果的な情報提供方針の検討」

- 【1】見守り対象者など教育のアプローチが困難な層に対し、どのような情報提供の在り方が考えられるか
- 【2】見守り協力者など消費者教育に関心が薄い層に対し、どのような情報伝達手段が考えられるか

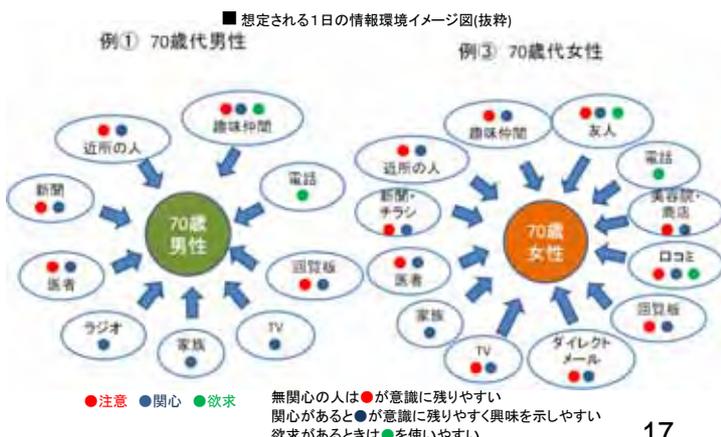
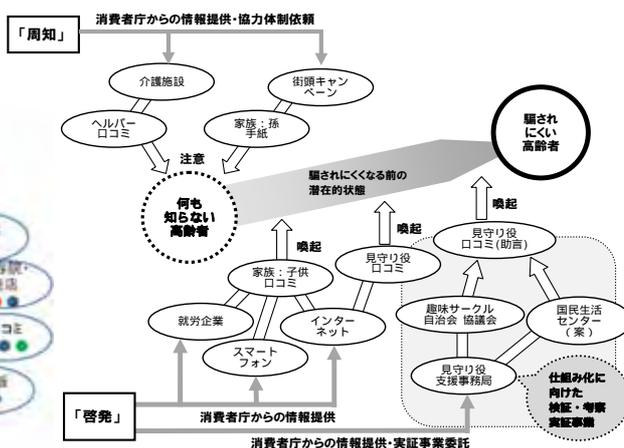
課題2 消費者教育ポータルサイトの掲載基準等

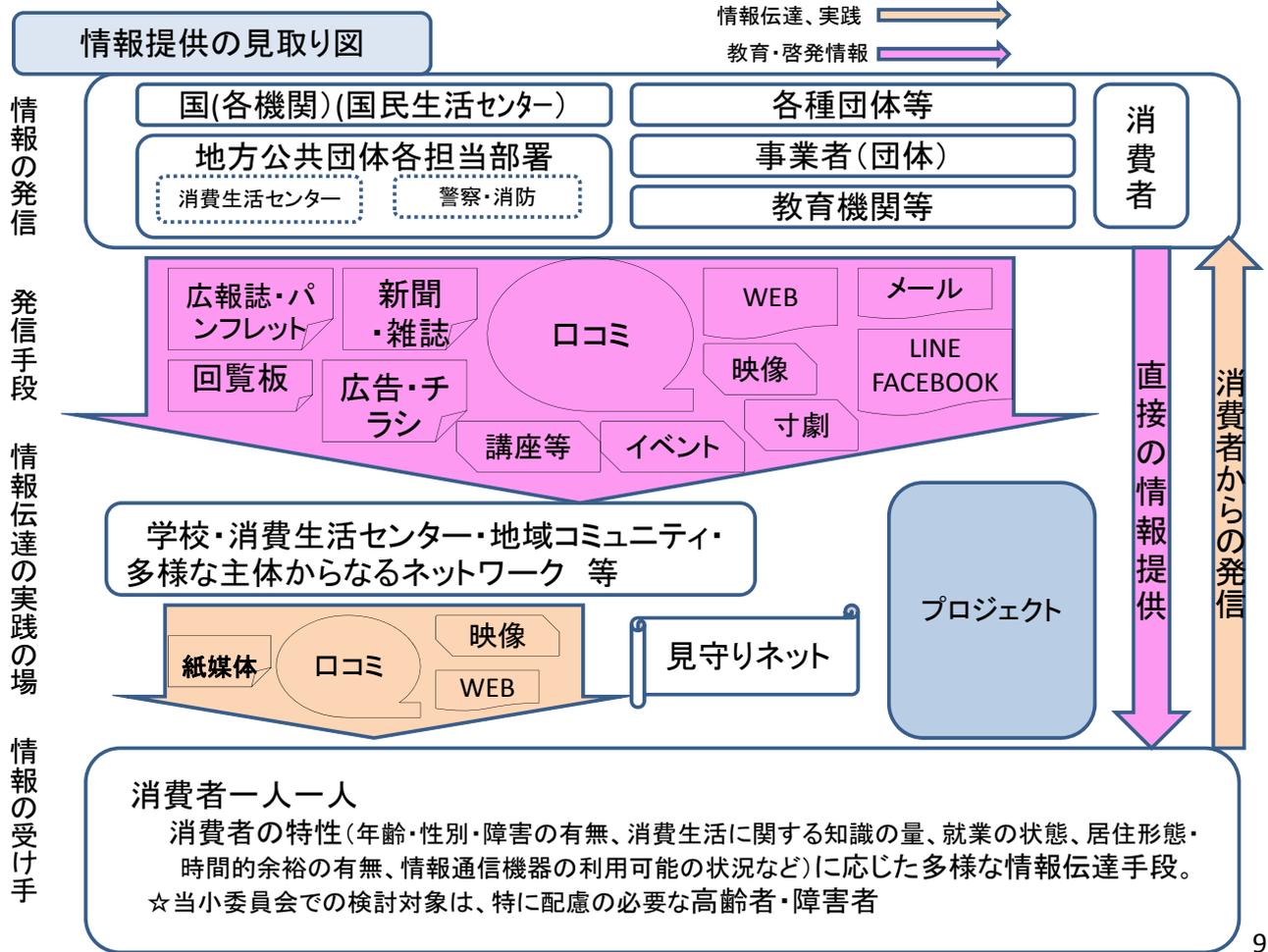
- 【1】消費者教育の担い手支援のサイトとして、より多様な担い手が利用しやすいものとするため、どのような基準で情報収集・整理すべきか
- 【2】掲載情報については、イメージマップの分類をベースとしつつ、より使いやすくしていくためにはどのような工夫が必要か。

- 【1】教育のアプローチが困難な層に対する情報伝達の在り方
 - 受け手の状態や情報環境に配慮した情報提供の在り方
 - 人を介した情報提供の仕組みの提案
- 【2】消費者教育に関心の薄い層に対する情報提供の在り方
 - インターネット情報端末の活用について
 - プロジェクトの活用の提案

- 【1】消費者教育ポータルサイト掲載情報評価委員会〔仮称〕の新設
- 【2】消費者教育ポータルサイト掲載基準の見直し案の提示

人を介した情報提供の仕組みイメージ（案）





9

地域連携推進小委員会

課題1 消費生活センターの消費者教育の拠点化の具体的方法

- [1] 消費生活センターが消費者教育の拠点となるために、地域の実情に応じた必要な機能はどのようなものか。
- [2] 関心の薄い層に対してどのようなアプローチが考えられるか
- [3] コーディネート機能としてどのような役割が考えられるか

- [1] 消費者教育を実施するためのスペースの確保・教材等の提供
 - ・消費者教育の担い手間の情報交換・連携の場所の提供、
 - ・消費者が自ら学習する場所の提供、
 - ・消費者教育の担い手の講座、
 - ・「サポーター」等の養成講座の実施、支援の場
- [2] 関心の薄い層に対するアプローチ
 - ・消費者向け講座、出前講座、出前授業等を企画、運営、実施。
 - ・集める講座に限らず、アウトリーチの講座運営やそのための講師養成
- [3] コーディネート機能
 - ・消費者行政以外の分野等との相互連携
 - ・消費者教育推進地域協議会との連携
 - ・コーディネーター等の人材養成

課題2 コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策

- [1] 地域での消費者教育を効果的に推進していくために、コーディネーターはどのような機能、役割を有すべきなのか。
- [2] コーディネーターの育成・普及に向けてどのような仕組みが考えられるか
- [3] サポーターの育成・普及にむけてどのような仕組みが考えられるか

- [1] 行政職員・コーディネーター・サポーターの機能と役割
コーディネーターに求められる役割について、①消費者教育担当職員、②コーディネーター、③サポーターの3段階で区分して整理。
 - ① 消費者教育の拠点における機能、庁内連携
 - ② 地域の消費者教育を全般的に企画・調整、サポーターの活動支援
 - ③ 地域の多様な活動主体のつなぎ役・媒介者 地域リーダー的存在
- [2] コーディネーターの育成・普及の在り方について
国が主体となった育成、プログラム策定
- [3] サポーターの育成・普及の在り方について
国がプログラム案を提示し、各地の消費者教育の拠点で養成

地方消費者行政活性化基金の活用について

平成26年度の「国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム」のうち「消費者教育の推進(地域での推進体制強化及び事業者のコンプライアンス意識の確立等)」には、政策テーマとして以下のものが掲げられている。それぞれ小委員会での検討を踏まえつつ実践されることが予定されている。

- ① イメージマップを踏まえ、連携等を目的とする教材作成、講座実施
- ② 消費者市民社会概念の普及に関する取組
- ③ その他の体系立った消費者教育に関する手法の実践(個々の消費者の属性や環境に応じた情報提供の方法の実践等)
- ④ 消費生活センターの消費者教育の拠点化及びコーディネーターの仕組み・人材確保、育成

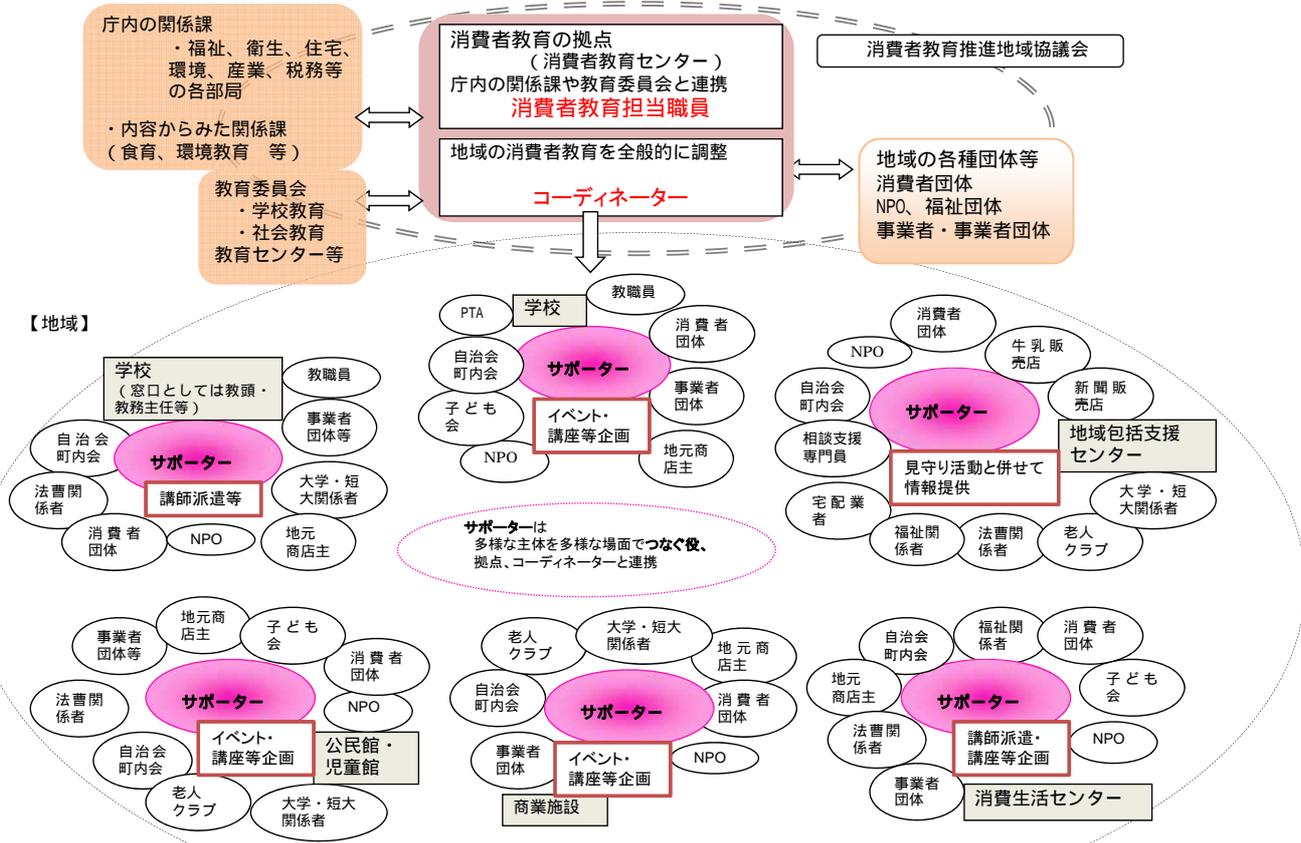
①②は消費者市民育成小委員会関連

③は情報利用促進小委員会関連

④は地域連携推進小委員会関連

【市町村】（都道府県）

コーディネーターイメージ図



- 1 身近な活動単位ごとにネットワークが設置できると望ましい。
- 2 地域に複数のサポーターが存在したり、一人が複数のつなぎ役を兼務する場合もある。
- 3 ネットワーク内の連携は地域の実情に応じてさまざまな形が想定できる（連携先は図に示す限りではない）。

11

場をあらわす

平成26年度 先駆的プログラム (国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム)

30億円の内数
(26年度当初予算)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その成果を全国的に波及・展開

先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、地方公共団体独自の企画により先駆的事業を実施
- ・地方の財政負担に関する基金の通常ルール(2分の1以上)の対象外
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ・公表し、全国的な波及・展開を目指す

(参考)平成25年度 先駆的プログラム

- ・風評被害の防止
- ・消費者と事業者との協働支援
 - 1. 事業者の商品企画・開発への消費者団体等の参画支援
 - 2. 食品ロスの削減
- ・体系立った消費者教育の展開
- ・悪質事業者による消費者被害の防止の強化
- ・適格消費者団体設立の促進

国から提案する政策テーマ

I. 食の安全・安心の確保

- 食品表示等問題や食の安全・安心を脅かす事件の発生等への対応
- 食の安全・安心に関する地域体制強化を促進
- ・事業者等の表示管理体制の整備に係る助言
- ・食品安全・食品表示に係る消費生活相談体制の強化
- ・食品安全・食品表示に関する消費者モニター制度の試行
- ・リコール情報等の迅速・適切な提供のための調査・検討 等

II. 風評被害の防止

- 消費者自ら安全な食品の選択が可能となるようリスクを強化
- 消費者に対して被災地の食品に関する情報提供等を促進
- ・消費者と生産者との交流イベント等の開催(生産者の取組紹介、放射能測定結果の公表、食品と放射能に関する説明 等)
- ・放射能物質の低減への取組等の消費者向けコンテンツの作成(食品と放射性物質に関する基本的知識、被災地産品取扱店舗の紹介等に関するホームページ、ポスター等の作成) 等

III. 消費者のための安全・安心地域体制の整備

- 高齢者等の消費者被害の増加、消費生活相談の複雑化・高度化等
- 消費者の安全・安心のため地域の総合力向上の必要性
- ・高齢者等の消費者被害防止等のための地域ネットワークの構築
- ・次期PIO - NETシステムを踏まえた消費生活相談業務の改善・強化
- ・子どもの事故防止に向けた調査・分析、情報提供 等

IV. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

- 消費者裁判手続特例法の公布
- 新たな訴訟制度の周知、担い手育成の必要性
- ・担い手育成として、適格消費者団体の立ち上げに対する活動等を支援
- ・被害回復制度の周知 等

V. 消費者教育の推進(地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)

- 多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進
- ・消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成
- ・事業者等のコンプライアンス意識の確立
- ・イメージマップを踏まえ、連携等を目的とする教材作成、講座実施 等

地方消費者行政活性化基金における平成26年度先駆的プログラム(当初予算30億円の内数)
消費者教育の推進 (地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)

先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、**地方公共団体独自の企画により先駆的事業を実施**
- ・地方の財政負担に関する基金の**通常ルール(2分の1以上)の対象外**
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ公表し、全国的な波及・展開を目指す

－１ 地域での推進体制強化及び事業者のコンプライアンス意識の確立等

- ①消費生活センターの消費者教育の拠点化
 コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等に関する試み
 ←地域連携推進小委員会における検討に基づき
- ②事業者のコンプライアンス意識の確立等に向けた取組

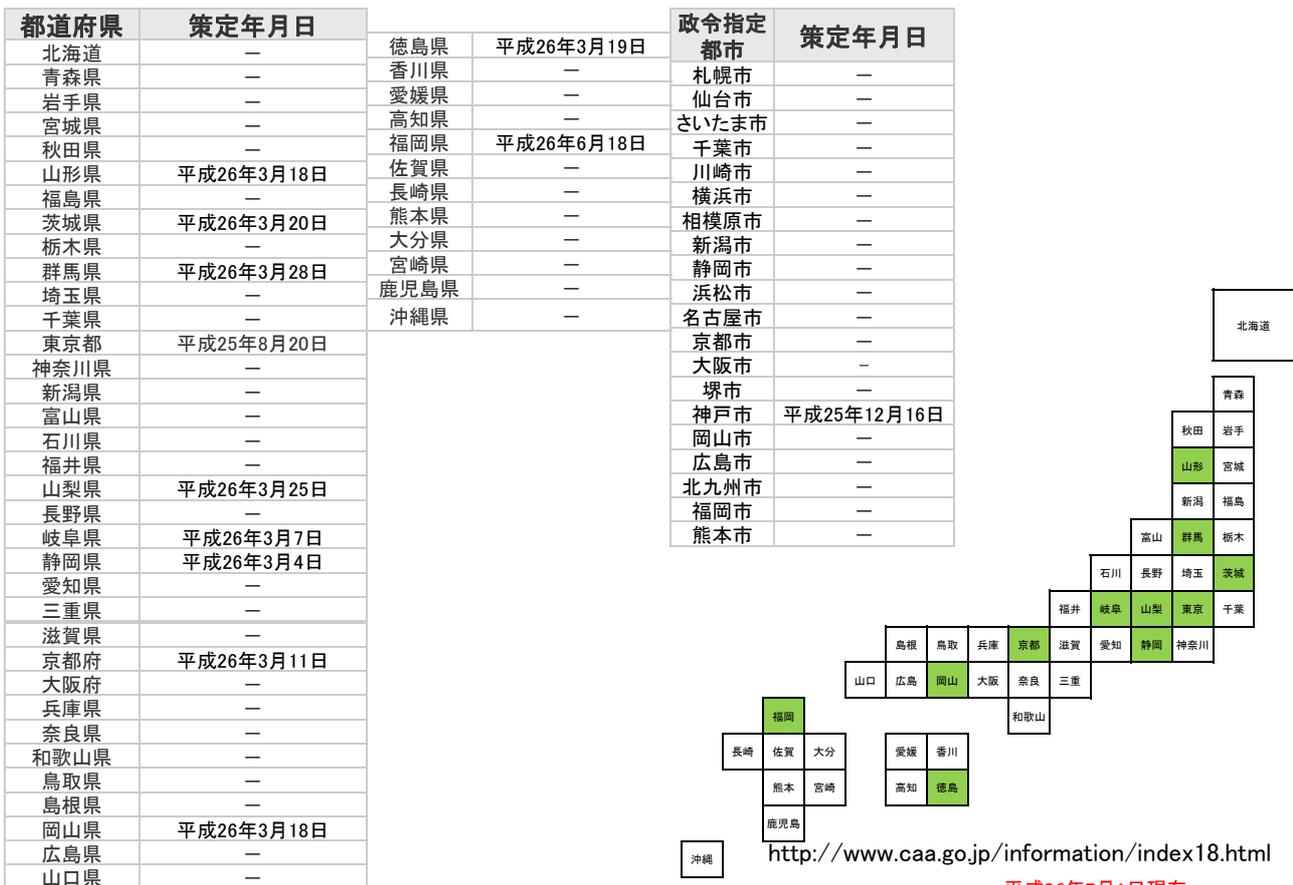
上限額 ①もしくは② 1,500千円
 ①および② 3,000千円

－２ 体系だった消費者教育の展開

- ①イメージマップの目標を踏まえた教材の作成と講座の実施
- ・自治体内(教育委員会)との連携
 - ・他の消費生活関連教育と連携
 - ・消費者行政に関する法律等の理解の向上
 - ・インターネット活用
- ②消費者市民社会実現のための講座等の取組
 ←消費者市民育成小委員会における検討に基づき
- ③その他の体系立った消費者教育に関する手法の実践・効果的な情報提供策の実施
 ←情報利用促進小委員会における検討に基づき

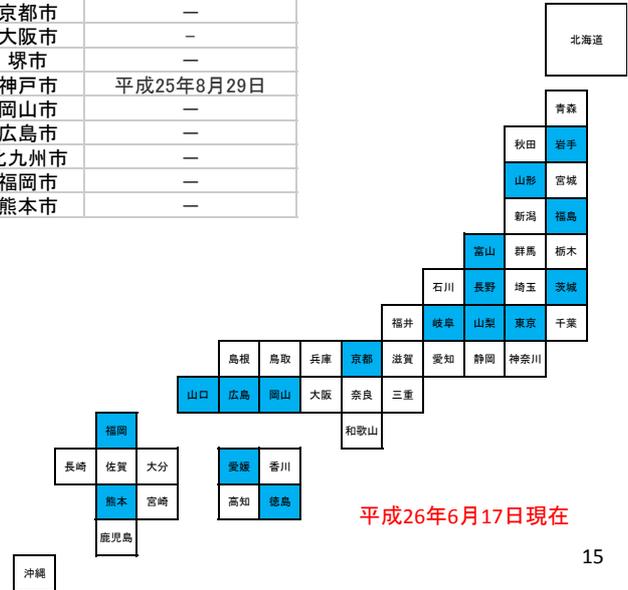
上限額 ①で、教材は選定のみの場合3,000千円
 ①で教材を作成した場合 7,000千円
 ②③の場合 5,000千円

都道府県・市町村消費者教育推進計画策定状況



消費者教育推進地域協議会設置状況

都道府県	第1回開催年月日	徳島県	平成25年11月5日	政令指定都市	第1回開催年月日
北海道	—	香川県	—	札幌市	—
青森県	—	愛媛県	平成25年10月30日	仙台市	—
岩手県	平成26年4月21日	高知県	—	さいたま市	—
宮城県	—	福岡県	平成26年1月23日	千葉市	—
秋田県	—	佐賀県	—	川崎市	—
山形県	平成25年9月13日	長崎県	—	横浜市	—
福島県	平成26年2月4日	熊本県	平成25年12月2日	相模原市	—
茨城県	平成25年9月13日	大分県	—	新潟市	—
栃木県	—	宮崎県	—	静岡市	平成25年7月8日
群馬県	—	鹿児島県	—	浜松市	—
埼玉県	—	沖縄県	—	名古屋市	—
千葉県	—			京都市	—
東京都	平成25年6月21日			大阪市	—
神奈川県	—			堺市	—
新潟県	—			神戸市	平成25年8月29日
富山県	平成25年11月15日			岡山市	—
石川県	—			広島市	—
福井県	—			北九州市	—
山梨県	平成25年10月31日			福岡市	—
長野県	平成25年9月2日			熊本市	—
岐阜県	平成25年7月23日				
静岡県	—				
愛知県	—				
三重県	—				
滋賀県	—				
京都府	平成25年7月19日				
大阪府	—				
兵庫県	—				
奈良県	—				
和歌山県	—				
鳥取県	—				
島根県	—				
岡山県	平成25年7月4日				
広島県	平成26年3月18日				
山口県	平成25年9月1日				



2014.7.12

静岡県司法書士会における 消費者教育の取り組みについて

静岡県司法書士会
副会長 増田真也

1

静岡県司法書士会の消費者教育活動

- 平成12年度より「法教育委員会」を設置
県内の高校を対象に「高校生法律講座」を実施
- 毎年8～12校から依頼あり
(平成25年度実施校・10校)
県立沼津工業高校、県立伊豆総合高校、清水国際高校、
県立相良高校、静岡県西園女子学園、県立浜松大平台高校
県立三ヶ日高校、県立浜松商業高校、浜松修学舎高校、浜松啓陽高校
- 派生⇒ 県内の大学や児童養護施設において実施

2

『高校生法律講座』について

- ① 目的
消費者被害を減らすこと
- ② 講座テーマ
「契約の基本」
「クレジットカード及び悪質商法の実態・怖さについて」
- ③ 特徴
クラス単位で講師派遣⇨対話型の授業を開催
共通テキストの使用⇨授業の質の確保

3

テキストの特徴

『契約の基本』

- ・ クイズ形式を多用
- ・ 書き込み部分を設ける

『クレジットカード及び悪質商法の

実態・怖さについて』

- ・ 生徒との掛け合いを想定したテキスト

4

テキストの構成『契約の基本』

- ① 携帯の画面「こんなメールがきたらどうする？」
導入。身近なトラブルの紹介。
「法律を知らずに社会に出ることは、スポーツのルールを知らずに試合に出ることと同じように危険です。」
- ② 契約について考えよう
契約を、成立・有効性・効果・解消の4場面に分けて、クイズ形式で学習する。
- ③ まとめ
契約は、お互いが対等に交渉したうえで自由な意思決定ができる。
自由・対等な交渉が妨げられているときは契約を解消できる場合あり。
法的な疑問・被害を感じる力、感じたときに動ける力が必要。
契約トラブルに遭ってしまったときは、一人で悩まずに、必ず誰かに相談することが重要。

5

テキストの構成『クレジット～』

- ① マルチ商法の仕組み
ホントに儲かるのでしょうか？
思うように儲けの上がない理由 マルチ商法の危険性
- ② クレジットカードの仕組み
三者間にそれぞれメリットがある仕組み
クレジットを組む際の注意点
- ③ キャッシングの仕組み
クレジットカードと預金引き出し用のカード(キャッシュカード)の違い
- ④ 金利の怖さ

6

『契約の基本』クイズの例

契約クイズ 第2問

大島さんが、パソコンを買いにお店に行きました。
契約が成立するのは、どの場面でしょうか？

- ①大島さんが、選んだパソコンをお店に購入すると言い、お店が応じたとき
- ②大島さんが、契約書に名前を書いて判を押したとき
- ③大島さんが、お店にパソコンの代金を全額支払ったとき
- ④大島さんの家にパソコンが届いたとき

答え【 】 正解率【 】%

7

『契約の基本』クイズの例

契約クイズ 第4問

柏木さんは、篠田電気でパソコンを購入しましたが、翌日、渡辺電気で同じパソコンが篠田電気より安く売られていることを知りました。「契約」をやめることはできるでしょうか？

- ①パソコンが未使用ならば、やめられる
- ②8日以内ならば、返品できる
- ③やめることはできないが、他の商品への交換ならできる
- ④原則やめることはできない

答え【 】 正解率【 】%

8

高校生法律講座 高校生の感想 テキスト「クレジット～」

平成23年 浜松啓陽高校の生徒の感想

「よくニュースなどでやっている問題が、意外と私達の身近で起きているということが分かりました」

「学校の授業「経済活動と法」という科目でこのような事例はいろいろと学びましたが、それがどういった手口で騙されるのか、までは学んだことはありませんでした。」

「もし困ったことがあったら、人に相談できる勇気を持って行動できるようにしたいです。」

9

先生方へのアンケート結果 テキスト「クレジット～」

平成24年アンケート「講義内容をよりよくするためにアドバイス(ご意見)があれば教えてください。

実施校の先生方からの回答

「実際にあつたお話を聞くことができればより分かりやすくなるのではないかと思います。」

「今どきのメールなどでの事例が示されるといいと思います。」

「具体例を挙げてほしい」

「生徒への質問など、生徒が聞くだけではない時間を増やしてはどうでしょう。聞いているだけが苦手な生徒が増えている。」

10

課題① 授業の内容

法教育としての消費者教育において要請したい力とは

法的な疑問・被害を感じたときに動ける力

- ☞ 基礎・基本、判断材料となる法律の知識
情報の収集・活用能力、社会問題を読み解く力
法的思考・判断の材料となる法的原理・価値の理解
- ☞ 相談機関・専門家・司法制度にアクセスする力の
要請
- ☞ 消費者・権利者としての主体的な行動
司法判断を求める行動、立法・法改正への行動

「法教育としての消費者教育に関する研究」(平成25年3月4日・法教育としての消費者教育共同研究会)を参考

11

課題① 授業の内容

高校側の要望

社会に出てすぐに役立つテーマ(悪質商法の被害実態・金利やクレジットカードの仕組みなど)を話してほしい。

法教育委員会の想い

「法的な疑問・被害を感じたときに動ける力」を養うため、まずは契約についての基礎知識を習得し、法的な思考や判断力を身に付けてほしい。

12

課題② 講師の確保

現在の「高校生法律講座」＝クラスごとの授業

☞ 一度にクラス数分の講師が必要



高校生法律講座の講師登録者数 60名



実際には一部の会員が年に複数回講師を担当

☞ 経験不足による不安？

☞ 平日に時間を取ることができない事務所事情？



講師説明会・研修会の開催。MLによる情報の共有

13

課題③ 教師との連携

「高校生法律講座」の限界



司法書士が講師となって授業を行うのではなく、教師に法教育(消費者教育)を伝えることで、通常の授業を通して、教師から生徒へ教えることができないか。



多忙な教師の現状。交流が難しい。

14

(参考)近隣の司法書士会の取り組み

- **山梨県司法書士会**
養護学校からの依頼に応じて、フットサル・寸劇・法教育(ディスカッション)を組み合わせ、若手司法書士を中心に開催。
- **栃木県司法書士会**
朗読劇(司法書士メンバー3人程度に生徒も参加)を中心に1回2時間の講座を開催。
- **福島県司法書士会**
地元高校の美術部の生徒が、教材の内容に沿ったマンガを描いた(タイトル「マンガでわかる・契約・悪質商法エトセトラ」)。

15

～新たな取り組み～

大学生向け消費者教育教材『消費者市民への道』

文部科学省「平成25年度『連携・協働による消費者教育推進事業』における消費者教育推進のための実証的共同研究」の委託を受けた成果

1. オリエンテーション これから学ぶこと
2. 契約① 契約の基本を学ぼう
3. 契約② アパートの借り方・返し方
4. 契約③ クーリング・オフについて学ぼう
5. 生活の管理① お金を管理する
6. 生活の管理② お金を借りるときに知っておきたいこと
7. 生活の管理③ クレジットカードについて考える
8. 商品の安全① 食の安全・安心について考える
9. 商品の安全② 食の安全を守るために、企業や国が行っている対策
10. 商品の安全③ 食への安心を守るために消費者が賢くなる
11. 持続可能な消費ー持続可能な社会に向けてー
12. 情報とメディア① 情報社会に必要なモラルを身につけよう
13. 情報とメディア② 消費生活情報を読み解こう
14. 消費者の参画・トラブル対応 消費生活センターとはどういうところか
15. まとめー消費者市民になろうー

16